

(重要) 令和4年4月1日改訂 研修認定薬剤師制度の WEB 研修における研修単位認定について

青森市薬剤師会の規定に基づき、以下を遵守できない場合は、単位認定がされない可能性があります。

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）のウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関としての規定を踏まえています

①研修会参加時の参加者名について

- ・事前登録時のもの、または特定できるよう研修会前日までに当会に連絡をしたものであること。
- ・不慮の事由の場合においては、事前登録者名をチャット内に書き込みすることでも可とする。

*** 同一の端末で複数の方が視聴された場合、端末所有者のみがカウントされますので、ご注意ください。**

②視聴時間について

- ・当会で規定する時刻までには視聴を開始し、研修会終了時まで継続すること。
- ・遅刻はもちろん、途中退室も原則、認められない。

アクセス不良などで中断した場合、再入室することも可能だが、当会で不正と判断した場合は、単位認定はできない。

③PECSへの報告について

- ・上記①②を満たした者のみの参加ログ等の受講データを受講者＝単位認定者として、PECSへ報告する。

④研修単位認定について

- ・当会で提出した参加ログ等の受講データをもとに、各自でインターネット上で研修受講単位の取得管理、研修認定薬剤師の申請手続き等を行う。

※令和4年4月より「キーワード報告」、「認定シールの発行、郵送による交付」はございませんのでご注意ください。

詳細は、専用サイトにてご確認ください。